

令和7年第4回山北町議会定例会の経過 (12月9日)

議

長 皆様、おはようございます。

昨夜、青森県沖で地震がありました。また、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

改めまして、皆様おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

なお、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

通告順位6番、議席番号6番、大野徹也議員。

6番大野

それでは、一般質問通告書にのっとりまして質問のほうさせていただきたいと思います。

受付番号第6号、質問議員6番、大野徹也。

件名、「地域公共交通計画の進捗は」。

令和6年度からスタートした山北町第6次総合計画では、策定のため実施した町民アンケートで浮かび上がった課題の一つに、地域の実情にあった公共交通の確保と利便性の向上が求められており、将来にわたり誰もが利用しやすい新たな移動サービスの導入を図るとしている。

同じく令和6年3月に策定されスタートした、本町における地域公共交通の課題解決に向けた施策・事業を位置づけた地域公共交通計画の実施期間は5年間であるが、急速な人口減少や高齢化による利用者の減少・燃料費の高騰・人員不足などによる鉄道、路線バスなどの公共交通事業の縮小なども課題となっている。

計画が策定されてから1年半が経過したところだが、地域住民への新たな移動支援サービスの確保が、地域活性化はもとより免許返納問題の解決や、地域の存続に関わる喫緊の課題として、早急に地域公共交通計画を進めることが重要であると考え、以下の質問をする。

1、地域公共交通計画の令和6年度の目標達成状況及び事業評価は。また、令和7年度の事業計画と進捗状況は。

2、新たな移動支援サービスの確保として、近隣市町との広域連携の動きは。

3、地域公共交通に対する財政負担を踏まえ、既存事業の廃止を含めた見直しで新たな移動サービスを導入する考えは。

以上。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、大野徹也議員から「地域公共交通計画の進捗は。」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「地域公共交通計画の令和6年度の目標達成状況及び事業評価は。また、令和7年度の事業計画と進捗状況は。」についてであります。令和6年3月に策定した山北町地域公共交通計画では、計画に定められた基本方針及び目標に応じた達成度を評価するため、八つの評価指標と令和10年度の目標値を設定しております。

本年6月に開催した町地域公共交通会議において、令和6年度の事業評価を実施したところ、八つの評価指標のうち、三つの指標が目標値を達成しました。今後も計画に定められた事業の進捗状況や成果を定期的に把握・モニタリングし、計画の達成状況を評価しながら取り組んでまいります。

また、令和7年度の事業計画では、清水・三保地区における新たな移動支援サービスの検討、山北町内循環バス運行事業の見直し、公共交通マップの作成を主な取組として掲げ、町地域公共交通会議において検討を進めております。

現時点における各事業の進捗状況でございますが、山北町内循環バス運行事業については、来年4月から運行便の整理、運行系統の見直しを行い、また、公共交通マップについては、新年度に全戸配布する予定となっております。

なお、清水・三保地区における新たな移動支援サービスについては、早期の導入に向けて、引き続き検討してまいります。

次に、2点目の御質問の「新たな移動支援サービスの確保として、近隣市町との広域連携の動きは。」についてであります。地域公共交通施策の広

域的な連携については、移動手段のネットワーク化や維持・確保の面から、多くの自治体が必要性を認識しております。

近年では、足柄上地域首長懇談会や神奈川県西部広域行政協議会などの場において、近隣市町の首長が、広域的な連携も含め地域公共交通の様々な課題について、県を交えて意見交換を行っています。

しかしながら、個々の自治体が抱える地域公共交通の課題は、その地域特有の事案が多く、現状では連携するそれぞれの自治体にメリットをもたらす具体的な施策の検討には至っておりません。

なお現在、松田町では、令和5年10月からA1オンデマンド交通の実証実験を行っており、松田町内全域と大井町、開成町の一部を運行しております。今年度に入り、松田町から東山北駅周辺を運行エリアに加えたい旨の申出がありました。この交通運行は、松田町が実施する短期的な実証実験であり、町地域公共交通会議に諮り、財政的な負担も発生しないことから、了承したところであります。

次に、3点目の御質問の「地域公共交通に対する財政負担を踏まえ、既存事業の廃止を含めた見直しで新たな移動サービスを導入する考えは。」についてでございますが、町地域公共交通計画では、計画に定められた目標を達成するための施策の一つとして、町が実施する移動支援事業等の見直し及び創設を位置づけております。現在、山北町内循環バス運行事業など七つの移動支援事業を実施し、令和7年度の予算ベースでは事業費は6,000万円を超え、大きな財政負担となっており、これを少しでも解消するためには、既存事業のスクラップアンドビルドを進めることが必要であります。

このため、今後、町地域公共交通計画に定められた施策・事業を推進した結果、公共交通不便地域や交通空白地域において、新たな移動サービスの導入によって、現状の移動支援事業の補完ができる場合には、既存事業の在り方について十分検討した上で、廃止も含めて見直しを図りたいと考えております。

議長 大野徹也議員。

6番大野 ただいま地域公共交通のことにつきまして答弁をいただきました。

その中で、まず最初に三つの指標が目標値を達成しましたとありますけど

も、この内容についてちょっとお聞かせいただきたいんですが。

議 長

企画総務課長。

企画総務課長

それではですね、令和6年度の実績といたしまして、まず項目がございませうのうちの一つ目がですね、町内循環バスの利用者数こちらが実績としまして4万1,076人ということで、こちらが既に目標が年間3万7,000人ということで目標にしておりましたので、こちらが目標達成しているという形になります。

それと町内循環バスの収支率、利用が多かったということで収支率も上がっておりますので、この部分に関しましても目標値を達成をいたしております。

それと三つ目がですね、富士急モビリティの利用者数、こちらに関しましては新松田山北間とあと新松田と丹沢湖ビジターセンター奥まで行っている便があるんですけども、こちらの利用者数が年間で8万6,696人ということで、こちらが目標達成したということになっております。

議 長

大野徹也議員。

6 番 大 野

そうしますと、ただいまの話でいきますと、令和6年は令和4年対比で3万1,933人のところ、4万1,076人ということですので、約1万人ほど増加しているということですが、目標達成とそれは見て当然のことだと思うんですけども。今収支率のことで、目標達成したというその収支率ですが、0.18のことを指しているのでしょうか。0.18%。そうですか。

ということになりますと、比較でいきますと0.22%から0.18というふうなお話になるので、これはちょっと目標達成できてないということになるのかなと思うんですが、その辺についてはちょっと特に深くは求めませんけども、いずれにしても、ちょっと何が言いたいかという、運賃収入が大体毎回同じぐらいの金額で、それに対して利用者多少増えれば、運賃収入も多少増えてくるので収支率が僅かながら変わっていくというふうなそういう世界だと思うんですね。ですんで、ここの部分でいきますと、利用者の増加が増加したからよかったということではなくて、やっぱりその内容をちょっとチェックというか、実績を見ていただくという形の中で、それを令和7年度につなげるための原因とか要因を究明するというふうな、そういう形になるんじゃない

ないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 収支率に関しましては、こちら収入、運賃を委託料で割ってるような形になりますので、それがゼロに近くなればなるほどそれが町の持ち出しが少ないというような形の数字を出しておりますので、ここの数字が減ったことで目標達成してるというような認識しております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 ちょっと私勘違いしてまして申し訳ありません。

いずれにしても、収支率のほうですけども、先ほど言いましたように、金額的にそんなに増減があるとかというふうな部分じゃなくって、委託料というのはこれ富士急モビリティさんからその辺を見積りの中でお支払いするというようなことになろうかと思うんですけども、そうしますと、運行委託料のほうですけども、この辺について上下するというのはあると思うんですけど、そこはどのような形でその上下するのか。例えば人件費が上がっちゃったとか、燃料費が上がっちゃったとか。そういうふうな要因があるのかどうかということをちょっとお聞きしたいんですけども。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 今議員さんのおっしゃるとおり、また人件費、また燃料費の部分で上がってしまってるというところと、今バスが2台町で所有しているような形になりますけども、そういうところの修繕等が大分傷んでいる部分もございまして、そういう部分も含めて上がってしまってるような状況になっております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 修繕ということはどうしても老朽化という中で出てきますので、これも一つの問題というふうなことになると思うんですけど、やはり買換えというふうな部分が出てくるという費用負担がまたどのような形になるのかというふうな部分があると思うんですけども、運賃収入を100円ですか、1回当たり。その辺を変えてくというのは、料金を上げていくというのは、ある意味ユニバーサルサービスみたいな部分ですから、僕は変えられないんだろうと思うんですけど、そういうふうな中で、他の路線との兼ね合いもあるんで、そこはちょっと難しいというふうなことになるかと思うんですけども、その辺

を踏まえて、町民とかね、来訪者ですよ、観光客とかですよ、利用しやすい公共サービスの提供というふうな部分でいくと、それを富士急さんのバスについては、将来にわたる公共交通サービスの提供という部分で、どうしても必要なんだというふうな、そういうふうなことでそういう理解でよろしいでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 まさに利用する運賃全て賄えれば一番これはいいことなんですけどもこの循環バスにつきましては、利益等を求めてることではなく、町のそういう利用者の方に利用していただきたい。また交通そういうような自動車等は、ない方に対してのそういう部分もございますので、あくまでちょっと金額イコールというところではちょっと考えてないところがまず現状ではございます。

また今言われた一律100円、距離によっては200円というのがあるんですけども、そこを上げれば収支は上がるかもしれないんですけども、利用がまた減ってしまうとかそういうところもありますので、その部分についてですね、いろいろ慎重に検討していきたいと思っております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 先ほど三つの目標達成の中で今一番だけ聞いたんですけども、ほかの部分で、その内容をもう一度ちょっと申し訳ありませんけど、お聞かせいただけますか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 残りの二つに関しましては、町内循環バスの利用者数、それと富士急モビリティの利用者数ということで、これに関しましては、新型コロナ等があったからですね、大分回復見られてるところもありますのと、あと富士急に関しましても西丹沢のほうの部分非常に利用が増えているようなことを聞いておりますので、その部分で、利用者数が増えているのではないかというふうには考えております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 大変その伸びとしてはですね、令和4年が6万1,000人に対して、令和6年は8万6,000人というふうな数字、これは富士急さんのほうから提出していた

だいた資料だと思うんですけども、その部分で、これはいわゆるその幹線の視線ではなくって、幹線のモビリティということで、その辺はですね今おっしゃられたようなことで、来訪者が多かったと。観光客の多かった。あるいは登山者が多かったというふうなことになろうかと思うんですけども、本来はこれがずっと続いていただくと回復していくのかなということになろうかと思うんですけども、一方ではですね、そこがなかなか難しいという中で、分かりやすく利用したくなるような情報の提供というふうな部分で、公共交通マップは令和7年度に策定する予定であると。先ほど来年度から、そのマップについては配布をする予定だというふうな内容でお伺いしましたけども、いずれにしても、その辺の部分ですね、モビリティさんの企業努力というふうな部分は当然のことなんですけどもマップを使って、その辺のいわゆるその山北町はこういう地域公共交通があってその中の一つに富士急モビリティさんがありますという現状は、財政的な部分でどこまで町民の皆さんに言えるかどうかというのは分からないんですけども、その辺まで全部ですね、お知らせをする、周知するというような内容の中で、その辺をマップのほうの作成について、そういうものを作っていただければいいのではないかなと思うんですが、もう既にその辺は作成済みですか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 この部分のマップに関しましても、先ほどの町長の答弁でございましたとおり、地域公共交通会議、こちらが11月25日に先日会議がありました。そこである程度のその素案という形で出させていただいています。

現状今予定しているマップなんですけども、A2版のカラーの両面を考慮しております、当然この新年度に合わせるのが、前段のお話がありましたように循環バスの時刻表を変える予定もありますので、それに合わせまして、当然時刻表循環バスに含めて、あと富士急のバスの時刻表、それとあとJR御殿場線の時刻表、それとですね、今タクシーの電話番号等も載せるような予定でしております。表にそれがあって、裏面に関しては、バス停や循環バスの運行経路図というものも合わせて作るような予定でございまして、基本これ町民向けに今考えているような形で作っております。ですので、またその来られる観光客等が山北駅と観光協会等もありますので、そういうところには

ったとおり、当然令和この地域公共交通計画が令和6年の3月にできております。普通でしたらその令和6年度にこの部分に関しては進めていかなきゃいけないところだったんですけども、ここが先ほどからも出てますように富士急のほうから、また運転士不足というようなどころがありまして、そこら辺の運転手の環境改善のためにですね、令和6年度に減便の要請がございました。まず町のほうでもまずその部分に関して、循環バスの運行の減便と見直し、こちらを最優先に6年度はやっていこうというようなどころの中で、6年度に関しては今富士急循環バスの減便のほうを指定しておりましたので、ちょっとこの部分が7年度に入ってしまったというのがまず1点目になります。

現状なんですけども、こちら先ほどもお話ししたんですけども、11月25日に開催しました地域公共交通会議のところ、まず今現状をどのような形でやっていくかということで運行形態について、今そこで議案として出させていただいています。運行形態につきましても今検討項目が15項目ほどございます。ちょっと具体的な運営の主体、こちら町がやっていくのかどこかに委託をしていくのか。また運行の方式ですね、今現状ドア・ツー・ドアで迎えに来てもらって目的地まで行けるというような形なんですけども、それを今路線バスですね、バス停を通るような形にするのか、また車両を循環バスのような小型サイズのバスにするのか、もっと小回りが利くような小さいようなワゴン車とか軽にするとか、そこら辺のエリア、あと時間帯あと金額ですよ。もともと試行運行に部分に関しましては無料でさせていただいたので、この辺の料金等をどのようにしていくかというところを令和7年度に、委員さんの御意見を聞きながらしていこうかなというところで、今ですね、委員さんのほうにアンケートを取っているような状況になっております。

その後のスケジュール的には、令和7年度中に、ある程度その概略の検討させていただいて、8年度中に、そこら辺をある程度絞った中で地元説明会、また国との、そういう運用法に基づく手続等もございますので、それを8年度にかけてやっていきたいと。早くても9年度には本格運行に向けて進めていきたいというのが今現状動いているような状況でございます。

議長 大野徹也議員。

6 番 大 野 お話のほうがちよっとがっかりするような内容だったんで、やっていただ
いてるということですから、前向きに検討していただき、検討というか、進
んでるということで評価させてもらうんですけど、令和6年度、これは優先
順位として、循環バスのほうですね、まず先に見直しをかけると。それはそ
れでよく分かります。その中で、循環バスのほうで運行経路を変えとか、
その辺のことについては先ほどちよっとお話が出てたように運転手不足とい
うふうなそういうふうな要因があつてのことだと思うんですけども、その辺
の中で、運航便とかダイヤの見直しをした後ですね、川村小学校と富士急モ
ビリティも確認済みの中で、バスの車載器の改修費用が30万円かかって、減
便により約70万円ぐらいが削減できたというふうなお話だと思うんですけど、
そうするとさっき40万は浮いたというふうなことになるんですけども、これ
は委託契約等の中で、先にお支払いしちゃってるから返還をしていただくみ
たいなそういう話ですか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 今回の部分に関しましては、ここで見直しをすると、どれだけかかるかとい
う部分に関係してきますので、こちら令和8年度以降の関係になるかと思
います。令和7年度は現状のままで、委託費の中で運行をして、8年度に対
して減便との形でその分が8年度分の委託費がそれだけ下がるというような形
になってます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 それを私ちよっと勘違いしてました。いずれにしてもその部分はね、当然
かからないところは費用は返していただくというか、その分は差引きで委託
料計算するということよく分かりました。

ただですね、その辺の部分でいくと、デマンドタクシーの運行がそのモビ
リティを優先だというふうなことで今料金体系もいろいろ検討しているとい
うふうな話の中で8年度に公共交通会議のほうで、決定していくと。それを
国交省のほうに申請をするというふうな流れというふうなことで、実際には
9年度から、その中で運賃を含めた運行手法とか、そういった部分ですね。
そこの中には財源確保とかもあると思うんですけど、その辺の財源を確保す
るというふうな手当みたいなことは、例えば補助金みたいな部分で賄えるの

かとか、そういうふうなお話というのは出てるんでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 まず先ほどちょっとお話をさせていただいた運行の車両のサイズ、こちらがどのような形になるかというような形になるんですけども、その部分にしましては国、県等の補助等もございますので、また併せて今循環バスのほうの大分年数がたっておりまして、そこも富士急のほうからですね、待たなしに部品等も今なくなってるということもありますので、その車両に関しても、ちょっとそういう補助金等ですね、今いろいろ模索しながら検討しているような状況ですので、また実際決まりましたら、またそこら辺の話は詳しくできるかと思うんですけども、現状今そういうところを検討しながら考えているようなところでございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 何ていうんでしょうかね。今のちょっとイメージ的な話で申し訳ないんですけど、小型のマイクロバスの的なものを使って、それでドア・ツー・ドアとかをすると、やるということなんですか。その辺がちょっとイメージ的に湧かないんですけど、ドア・ツー・ドアでやるのかどうかということをもまず前提として、その辺を会議の中ではどのような格好にしているのかということなんですけども。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 すみません、説明がちょっと足りなかったようで、今運行方式につきまして、今委員さんの公共交通会議の委員さんのほうにアンケートを取ってる中では、令和3年、4年に、試行運行させていただいております。町としてもその形態を基本的には考えているという形にはなってるんですけども、先ほど言いましたドア・ツー・ドアであれば小型に当然なるかと思えます。またバス停に止まるような形で行こうってなれば大型というか中型の循環バスのような形になるということで、まだその形態が決まっておりませんので、それを両方含めた中で今検討しているような状況でございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 委員の方々に検討していただいているということですから、私がしゃしゃり出るということではですね、これはちょっとあれなんですけども。ただ3年、

4年で実証、試行運転をしたわけですね。それを生かすということが本来的な形だと思うんですね。まして中山間地域、山の中等ですね、中型というか大きい自家用車でも行くのは大変なところなんですね。ですから基本的には令和4年度で、軽自動車って言うんですかね、普通の一般的な小型車も1台まわしてもらったと思うんですね。ですからそういうものをやっぱり検討していただきたいというのが多分地域の皆さんの要望だと思うんです。

できれば、加えて言うなれば、9年まで待つのかと。町長、9年間で待つと俺死んじゃうよという人がいるんだけど、その辺どうでしょう。

議
町

長 町長。

長 今現在ですね、やはり地域公共交通の特に循環バス等について、あるいは共和でやっている人たち等も含めてかなり年数がたってる。その中でいろいろな課題があるということで、私としては、今現在、例えば皆さんが実際に行動するときどういう行動が一番いいのか、例えば朝であれば通勤通学ですから、例えば山北駅、東山北駅、分かりませんが、駅着いたらすぐ電車が来るような時間帯がいいんだろうというふうに思いますけど、それ以外の時間帯であればむしろ少し待つような15分とか20分待つような時間があつたほうが、トイレ行かれたり、いろんなことができていいんじゃないかというようなことも考えております。

それから私も実際にたまにそういうバスをほかの地区で使ったことがあるんですけど、大体十何分ぐらい待つようなバス停で待つようなのが普通だろうというふうに思ってます。ですから、接続があまりにも良過ぎるとするのは、朝が一番大事だということで、あるいは通学で使ってらっしゃる方もいますんで、そういったところは当然考えなきゃいけない。

もう一つはやはり雨が降ったりいろいろな条件の変更があつたときに、タクシーとか別の交通手段が残されてるというのが一番いいんじゃないかなというふうに思ってますんで、そういった別の視点を入れながらですね、今必ずしも今の交通会議では富士急さん、あるいは松田合同とか、そういったような方との連絡調整ということになってると思いますけども、それ以外も、今、様々なモビリティが増えておりますんで、そういったものを近年、少しでも入れることができないかというようなことも考えながらですね、進めて

まいりたいというふうに思っておりますので、今までのことは今ままであれ
してはいますが、これからのことは様々な検討材料があるのではないかと
いうふうに思っております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 様々なモビリティ、3番目にその辺も含めてお聞きしたいというふうに思
ってますけども、町長が懇意にされている篠山市の自動運送というんですか、
そういうふうな部分ですとか、あるいはAIのデマンド交通、長野県の塩尻
市ですか、そういったところを視察もされてるというお話なんで、私なんか
よりよっぽど明るいと思うんですけど、ただいまここで問題になるのは、清
水三保地区の部分で待ちに待っているというふうな方々に対して、やはり
そこは町長のほうで、皆さんお待たせしましたみたいなね、そういう形を取
っていただけないかという、そういうお話でございますので、ぜひともその
辺はですね、早めに皆さんにお伝えできるように、やっていただきたいとい
うのがお願いでございます。

循環バスの運行事業の見直しというふうなことなんですけども、これはも
う先ほど聞いてたんで、飛ばしまして、公共交通マップの作成というよう
なことで、これはですね、先ほどの話の繰り返しになっちゃうんですけど、こ
れ全戸配布をするということでございますから、やはり町民の方々が先ほ
ども言いましたように、あらゆる公共交通機関を利用すると、でも利用でき
なくて、自家用車で高齢者の方でね、免許返納できない方もいらっしゃる
んですけども、やはり多くの町民の方に利用していただくと、そのためのツ
ールにされたらどうですかというふうな、そういうことで、その辺をぜひとも
町民に訴えるような形でやっていただければというふうに思います。

これ何ていうんですかね、町民のシビックプライドというんですか。これ
は、何ていうんですかね、地元愛とか郷土愛をもっと超えてる部分ですね、
自分の住む関わる地域を、自分自身が主体的に関わってこうというふうな、
そういう気持ちだということのようなんですけども、その辺の気持ちを醸成し
ていただくということで全戸配布のほうをやっていただきたいということで
ございますけども、繰り返しになっちゃうんですけど、町長この辺について早
めにやっていただけるかどうかお聞かせいただきたいんですが。

議
町

長 町長。

長 おっしゃるとおりですね、前から山北町と課題と一番が交通問題というようにことでね、認識しておりますから、実際に免許返納した方、あるいは今まで車を運転してたけど何かの理由で運転が困難になってしまった方、様々な方がいらっしゃいますんで、一刻も早くそういうようなことを解消したい。それから皆さんにこういうツールがありますよと時刻表も含めてですね、そういったような様々な交通機関を使えるような課題というのは非常に大事だというふうに思ってますんで、ぜひそういうようなことも検討していきたいというふうに思ってます。

大野議員がおっしゃるように、できるだけ早く全戸配布もしたいと。もう一方ではですね、やはりいろんなデータがかなり早く上がってくるという状態ですので、言ってみれば、あまり使わないバス停についてどういうふうに考えるか、逆に皆さんが使うようなバス停については、例えば雨の日にはやっぱり屋根があったほうがいいだろうとか、あるいはものすごく暑いときにはやっぱり日よけみたいなものがどうなのかとか。やはり使われる頻度の高いところについては少し考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思ってますんで、そういったことも含めながら、皆さんが大体10分か15分ぐらいは最低待つでしょうから、そういうような中でね、安心してお待ちいただけるような方、あるいは最終的には松田さんとかそういうのをやってるオンデマンドというやり方ですね、連絡して予約して来ていただくというような方法がやはりこれだけ人口減少のあるいは高齢化が進んだ町については、必要ではないかなというふうに考えております。

議

長 大野徹也議員。

6 番 大 野

デマンドバスを、タクシーですか、そちらのほうまでお話をさせていただきましてありがとうございます。

公共マップの作成配布というところからちょっと派生しちゃったんですけどもその関係でいきますと、富士急モビリティのフィーダー、支線ですか、支線のほうの補助の関係で、二つほどやっぱりあるんですよ。地域公共確保維持改善事業費の補助金に関わる協議というような部分の中で、地域間幹線系、それから地域内フィーダー系の各活動維持補助金ですか。その辺の部

分なんですけども、これなんていうんですかね、申請というふうなことから、粛々とやっていただくというふうなことになると思うんですけども、今私が言ったフィーダー系の確保維持費、これはいわゆる今、循環バス、さしてそこに対して今まで補助がなかったんですけど、そこ補助もらえるようになったからやりましようと言いましよう。これ令和8年度ですか、もらうようにしましようってやってると思うんですね。

それが先ほど言ったこれ結局交通の空白地で不便地域というふうなことが対象になってると思うんです。ですからそれが先ほど言った清水三保地区の形態がどうなるかあれなんですけども、そこに使えないかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 その補助に関しましてもある程度形態が決まってきた段階で、国との協議というのにも必要になってきますので、そこで利用については検討は、利用していくような方向で検討していきたいというふうに思っております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 分かりました。ということで、使える補助金は何としてもいただいでうまく運用していくという形に持ってっていただきたいというふうに思います。

この二つ目の質問なんですけども、新たな医療サービスの確保として近隣市町との広域運営連携の動きということで先ほど松田町のお話をいただいでますけども、この辺ですのる一と足柄なんですけども、ちょっと11月25日の地域公共交通会議においては、その費用もかからないからいいですよという形にしたというふうな内容に書いてあったと思うんですけども、以前町長、松田町のAIオンデマンドの交通の様子を見ながら、連携が取れそうであればというふうなお話をされてるんですね。令和5年にスタートしたときは3年間の実証実験で、令和8年9月までの運行予定ということだったと思うんですけども、これが新聞のほうで、令和8年3月をもって終了するというふうなちょっとトーンダウンしちゃってる部分がありまして、要はアンケート用紙を配布して町民の皆さんの御意見を聞いて、今後どうしようかというふうな何かそういう流れのようなんですけども、町長はその広域化、そもそも広域化に対してどのようなお考えをお持ちなのか。

議
町

長 町長。

長 1市5町、2市8町もそうですけども、その中でも特にその問題が、広域化の問題は度々出ます。一番簡単なのは松田町と開成町、大井町、山北町、南もそうなんですけど。そのときに何が問題になるかという、つまり山北でいえば富士急モビリティが入ってるけども、開成町辺りですと箱根登山さんとかほかのあれが入ってるんですね。それらを調整するのがルール上三つの自治体に関わらないと県が入ってくれないということで、二つでやっても、そこのところはなかなかうまくいっていかないというのが今の現状であります。

松田町についてはオンデマンドで今現在山北高校とクリエイトとそれから小田百貨店、あの辺りを行きたいというようなことでおそらく高校生にとっては非常にありがたいことじゃないかなというふうには思っておりますけれども、そういったような中で本当はその向こうの開成とか大口を当たって南のほうまで行くルートがあればもう少しいいなと思うんですけど、それは先ほど言いましたように、業者の方が1社、2社増えるというようなことの中でね調整がなかなか難しい。今現在二つのあれですと、県のほうが入っていただけないというようなことでなっておりますんで、それらも含めて、課題としては皆さん認識しておりますんで、我々首長の中ではゴーサインが出てるんですけど、実際担当者のほうから考えると、そういった交通会議をどうやって開いていいのかというようなところがね、非常にハードルが高いというのが今現在の状況であります。

議

長 大野徹也議員。

6 番 大 野

長 広域化というところがですね、ある意味ネックになっているという事業者さんたちのいろんな立場があるから、ネックになっちゃってるというようなお話だと思います。そうすると、これいつまで待ってもなかなかそこはもう落とすところが見えてこないということになると、町単独の支援事業というものを継続していくと。先ほどいろいろスクラップアンドビルドとかというふうなことも書いてありましたけども、一応、でもやっぱり今現状ですね、あるものは皆さんに使っていただくというふうな、便利に使っていただくというふうな方向でやっていかなきゃいけないということだと思っておりますけど

も、導入を考える前提として、ごめんなさい地域のネットワークをまたここで例えば、スクラップアンドビルドにしても何にしても前提となるのが、令和6年度決算ベースで、6,000万ほどかかっちゃってると6,000万を超えているというふうな内容でした。ですからこれがもう毎年6,000万というふうなことで自動的に出ていってるといようなことですから、先ほども決して黒字化を求めているその事業ではないんで、これかかってもしょうがないということなんですけども、機会均等というふうなことがありますんで、先ほどから言ってますように、やっぱり交通の空白地帯、不便地域というふうなところをぜひとも、早めに解決を図ってほしいということでございます。

先ほどちょっと言わなかったかもしれませんが、スクールバスの関係なんですけども、これは三つ目の地域公共交通に対する財政負担を踏まえ、既存事業の廃止を含めた見直しの中で、そのスクールバスの取扱いなんですけど、これについてスクールバスを富士急さんのバスかちょっとその辺は分かりませんが、いわゆるそこに通学のために乗ってもらうというふうなことも一つの方法じゃないかなと思うんですが、そういうふうな形の中で、できれば財源を財政負担を減らしたいというのが一点、それから昨日、池谷議員のほうで智頭町の話が出てまして、これが今日のちょっと目玉というふうなことにもなるかと思うんですけども、AI乗り合いタクシーということで、これ交通関係優良団体表彰と、地域公共交通部門の中でそういうものを受賞されていると、令和6年度に受賞されたということですから、システムとしては非常に素晴らしいものじゃないかなというふうに思います。

ここの部分、例えば、この先バスの運転手さん不足とかいろいろ9割のバス会社で運転手不足だとか、そういうような報道もありますんで、ますます地域の皆さんが共助でやっていくという形を取ることが大変結果として、いい形になるんじゃないかなと思うんですけども、そうしましたら、その辺の内容の中で、みんなでつくるみんなで守るいつまでも暮らしを支える地域公共交通という山北町公共交通の将来像、その辺の基本理念に合致した最善の策ではないかなというふうに思うんですが、この取組に関して町長、どのようなお考えを持っているのかお聞かせいただいて、時間も迫りましたので、その辺の部分と合わせて、先ほどから何回も言ってますけど、シビックプラ

イドが持てるような、そういうものを作っていただくと。それには町長の、これは栄町の橋本町長が話された話なんですけど、取組の成果を上げるために、そのポイントは首長のリーダーシップ、関係者との情報共有及び意思疎通というふうなことをコメントされてますんで、最後に町長の将来の地域公共交通の展望というものを、お聞かせいただいて、一般質問を終わりたいと思います。

議 長
町 長

町長。

大野議員のおっしゃるように、地域のことを地域でやっていただくのが一番我々としてはありがたいなというふうには思ってます。当然車とかそういうものをね、町のほうは提供させていただくとかそういったことは当然だと思いますけど、運行形態自体がやはり運転手不足とか、様々なことがありますんで、なかなかそういったところには行かないというのが我々としては苦しいところだなというふうに思ってます。

それから栄町のことが少し出ましたけども、橋本町長がいつもやってることは、今やってるいろんな何ていうんですか、アーバンスポーツというものもそうなんですけど、例えば自動運転のバスとかああいったものがふるさと納税のあれを基金として積み立てまして、5年間とか10年間とかは間違いなくこれでやりますというような財政負担をもう最初からですね、5年間なら5年間はできますというようなやり方でふるさと納税を使って基金を積み立てて、この事業にこの基金を充てますというようなことで、大体運行経費はね、1年間このぐらいだから5年ならこのぐらいだというようなやり方でやっております。

そういったようなことがふるさと納税できればね、我々もぜひやってみたいというふうには思うんですけども、仮にそうしてやったとしても、5年過ぎはまた新しく考えなきゃいけないということはありますけども、非常にすばらしい取組だなというふうにいつも感心しております。

山北町にとっては山北町にあったようなやり方で、この山間部をどのように組み立てていくかというのは非常に大事なことでありますし、また当然町がやりたいからというだけでは続きませんので、地域の皆さんに協力してもらいながら、この地域公共交通を考えていきたいというふうに思っております。

す。

議 長 次に、通告順位7番、議席番号8番、府川輝夫議員。

8 番 府 川 議席番号8番、府川輝夫。

「地域おこし協力隊のミッションは」について質問をさせていただきます。

町長は、一般質問をはじめ町長と語ろうにおいて、地域おこし協力隊を活用すると発言されました。この制度は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間その地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を通じて、その地域への定住・定着を図るものがあります。

地域おこし協力隊を募集する際に重要と考えることが、活動や地域とのマッチングである。協力隊希望者が描く着任後の活動イメージや、挑戦したいことと地域が求める活動イメージに相違があれば、協力隊にとっても生き生きとした活動ができず、地域にとっても抱える課題の解決につながらない。

そこで、地域おこし協力隊がその能力を最大限に発揮し、目的を達成できるよう受入体制や支援方法、募集等の具体的な内容について質問をします。

1、地域おこし協力隊は、平成21年、2009年度に総務省が創設した制度で、既に16年が経過したが、町はなぜこのタイミングで取り組むのか。

2、制度の実施にあたり、これまでの調査研究の経緯と今後のタイムスケジュールは。

3、この制度に係る本町の事業実施要綱（大まかな指針）と募集に係る要項（具体的な募集の内容）づくり体制とその内容（チームによる制度づくり）は。

4、地域おこし協力隊へ示す地域ビジョンと協力隊が取り組む具体的ミッション及び受入れ人数は。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、府川輝夫議員から「地域おこし協力隊のミッションは」につい

での御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の地域おこし協力隊は、平成21年、2009年度に総務省が創設した制度で、既に16年が経過したが、町はなぜこのタイミングで取り組むのかについてであります。本町の森林の多くは平成19年度以降、水源の森林づくり事業により、県が所有者と協定を締結し、間伐等の公的管理を行ってきたことで、森林の公益的機能が向上し、当面は間伐などの整備が必要ない状態になってきておりますが、今年度、順次20年間の契約期間が満了になると、本町内では、約3,000ヘクタール以上の水源協定林が所有者に返還され、以後は原則、所有者が森林管理をすることになります。

しかし、森林所有者が自ら対応することは難しいことが想定されているため、地域の林業事業体に委託して、巡視や森林整備を行うことが現実的であると考えられています。こうした中、令和9年度から「かながわ水源環境保全・再生基本計画」に基づき、水源返還林の機能維持の取組が始まることに伴い、町内の森林整備や森林経営を担う林業事業体や林業従事者の不足が懸念されます。そこで、この機を捉え、森林・林業分野について人材を確保し育成するために、地域おこし協力隊の活用に取り組むことといたしました。

次に、2点目の御質問の「制度の実施にあたり、これまでの調査研究の経緯と今後のタイムスケジュールは。」についてであります。これまで、地域おこし協力隊については、積極的に調査研究をしてまいりませんでした。令和9年度から県による水源環境保全にかかる森林管理の方法が大きく変わることから、本年度に入り、総務省の「地域おこし協力隊ナビ」などにより情報収集を進めている状況です。

今後のタイムスケジュールにつきましては、本年度中に庁内組織において、活動内容や募集方法、サポート体制等について検討してまいります。

令和8年度には、関係団体や受入地域等との調整を図りながら、隊員募集や受入準備を行い、令和9年度から、3年間の任期スタートを考えております。

次に、3点目の御質問の「この制度に係る本町の事業実施要綱（大まかな指針）と募集に係る要項（具体的詳細の内容）づくり体制とその内容（チームによる制度づくり）は。」についてであります。現在のところ、本町に

受け入れる地域おこし協力隊につきましては、林業関係の業務に従事し、林業に関する知識及び技術の習得並びに研鑽に励み、退任後も定住し、将来的に町内において林業事業体を起業し、豊かな水源地の森林を保全し活用していくことを目指すというイメージを持っております。具体的な詳細事項につきましては、本年度中に庁内組織により作り上げてまいります。

次に、4点目の御質問の「地域おこし協力隊へ示す地域ビジョンと協力隊が取り組む具体的ミッション及び受入れ人数は。」についてであります。将来的には林業事業体を起業し、本町の持つ広大な森林の担い手となり、森林の持つ公益的機能を維持し、森林を活用した地域の活性化を地域ビジョンと考えています。

具体的ミッションにつきましても、これから検討してまいります。森林・林業に関する基礎知識や、技能・技術の習得については、公的機関の研修の受講、修了を必須とするなどして、林業従事のクオリティを向上させ、目標に向かって推進していきたいと考えております。

また、受入人数につきましては、募集した際の応募人数も全く予測が付きませんが、一般的に運用コストを考慮すれば、複数人を受け入れたほうがよいと思われませんが、こちらにつきましても庁内で検討し、詳細について取り決めてまいります。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 議席番号8番、府川輝夫。

私は移住や協力隊のイベント等で、いろいろな地域の協力隊あるいは協力隊経験者、さらにはこれから協力隊になろうかなって考えてる方々、そして取りまとめている総務省の担当職員等とお話をさせていただく機会が何度かありました。その中で、募集要項の内容が大変重要だよというのが経験者なり総務省の考えであります。

特に行政や地域等の受入れ、つまりは隊員を一人にさせない環境づくり、これが成功の秘訣であるというふうに異口同音におっしゃっていることが記憶に残っております。

そこで募集段階から事業実施活動の全てにおいて対応を中心に行政職員あるいは地域や関係する林業であればその地域や関係する会社というか団体の

皆さん、これらが隊員を中心に町が間に入りながらチームをしっかりとつuk
っていくことが必要であり、そのために、どうしていくかについて、これか
ら具体的に質問をさせていただきます。

まず昨日の瀬戸伸二議員のときの質問で、今日の回答で、9年度に向かっ
て実施をしていくんでしたっけ。そうですね。9年度からスタートするイメ
ージで8年度あるいはこれからは基礎固めをしていくというような段階だど
ういうことで回答をいただいておりますので、ちょっともう少し整理がされて
いる中での質問というふうに想定したもので、ちょっとこれからに向かって
の質問というようなことでさせていただきたいと思います。

まず、昨日ちょっと町長の言われたニュアンス僕は違うんじゃないかなど
思ったんですけどもね、総務省の資料によりますとこの5年の3月時点の調
査による資料によりますと、制度以来、令和4年度末までに任期満了した隊
員がおおよそ65%、そして直近5年では任期終了した隊員の70%が同じ地域に
定住して仕事なり起業していると、効果としては今70%あるよということは総
務省のほうでは言われています。その70%の方のうちおおよそ46%は起業を
して、36%の人が従業員か何か職に、林業だったら林業職に就いていると。
言ってみれば逆に言うと18%の方がとどまっただけでもない、事業の、
例えば林業に関わる地域おこし協力隊で来たけども、そこには住んでるんだ
けども林業に関わってないことをやっているという数字でありますのでね、
70%、あるいは企業が46%という考えると、非常に効率的には率としてはい
いのかなというふうに考えております。

これについて町長昨日の発言はありましたけども、今の総務省の数値を考
えながら、御意見があればお願いしたいと思います。

議
町

長
長

町長。

私のほうとしては、実際に今、そういったような事業を取り組んでる事業
者の方から、実際に聞いて総務省さんのデータと食い違いがあっても、私と
してはデータの取り方が若干違うんじゃないかなというふうには思っており
ます。

当然ですね、総務省さんのほうでやったものについてはですね、過去のも
のと、そして実際の、今現在というか数年間、仮に定住していただいた方が

データとして残るんだと思いますけど、現実には私が聞いた範囲では、その途中の間が相当流動的だというふうに聞いてますんで、私としてはなかなか本当に、実際に希望を持って来られた方がそのままいろいろな事業の従事するという事は、なかなか現実的には難しいんだろうなというふうに聞きましたんで、仮にそういうふうに言った方が正しくなければまたそれは考えますけども、現実的にはやはり難しいんだろうというふうには私は思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 私が言いたいのは正しいとか正しくないとかではなくて、前段として言わなかったんですけども、私はこの地域協力隊の制度活用は、心からですね大いに賛成をしたいというふうに思ってますのでね。そういった角度から準備を進めていくための質問をしながら、それがつながればね、ありがたいなというふうに思っております。

いずれにしても町長は直接の経験者、組長から話を聞いたり、私はじかに取り組んだ人だとか総務省の方の意見を聞きながら、ただ、いずれにしても効果は必ずしも出るというのが実証されていることは間違いないということです。

そしてですね一方受け入れる自治体、ちょっとこれも誤解があるんじゃないかと思ひまして、議員の仲間もちょっと誤解されているんじゃないかと思うんですけども、受け入れられる自治体というのは、一般質問の冒頭でもちょっと説明して、昨日の瀬戸伸二議員のときの回答にもありましたけれども、この制度は、都市地域から過疎地域等の条件が不利な地域、条件が不利な地域、町は最もそうなんですけども、真鶴も清川もそうです。例えば神奈川でいくと旧宿院ですか。政令都市でもそういう地域があります。東京でも檜村か。檜村なんて、要するに多摩地区も該当します。

これも数字総務省の数字なんですけれども、全国の自治体、東京23区を含めると皆さん御存じのように1,741の自治体があります。区・村・町・市、その1,741の中から1,400の自治体が入受可能な自治体だというふうに言われています。ですから神奈川としては今実質には清川とか相模原しかありませんけれども、横浜が該当するかどうかはちょっと別かもしれませんけどね。川崎、

横浜が該当するかどうかは別ですけども、おおむね過疎地域を中心に大勢人がいるけども、山のほうには人がいなくてどんどんその中心に来ちゃうようなんていう地域は、仮に首都圏であっても可能だよということで、1,700のうち1,400がこのうち制度を活用できるよということでもありますので、その辺をちょっと、昨日ちょっと町長が三つだというふうに言われましたけども、その辺ももう少し幅広いということの中で、次に進めさせていただきませうけれども、この地域おこし協力隊は山北町の第6次総合計画には、ちょっと私が見る限りでは記載されてないと思うんですけども、それについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

議 長

町長。

町

長

私が三つと言ったのは神奈川県では三つの自治体が入受可能だというふうに入受しているというふうにお答えしたわけで、当然ほかのね、全国ではものすごくあるわけですけども、逆に首都圏から来る中では東京・横浜とかね、そういったものが対象になるんだろうというふうに入受しています。

今現在、うちのほうで上郡のほかの町村、開成町、松田町、大井町、中井町かな。それぞれがこの該当をさせてほしいということで、総務省さんのほうに入受を始めております。しかしうちのほうは交渉しなくても今現在その対象区間になっておりますので、できるだけ、この地域おこし協力隊をなるべくスムーズにね起こさせていただいて、そして本当に来ていただくことが重要だというふうに入受しておりますので、それについて一生懸命今私ももう少し簡単だなというふうに入受は思ってたんですけど、実際話を聞いてみると、なかなかハードルも高いし、非常に、準備期間もあるというようなことですので、令和8年度は準備して、令和9年度から3年間ねやっていきたいというふうに入受しております。

議 長

府川輝夫議員。

8 番 府

川

ちょっと先ほど質問したんですけども、繰り返しになりますけども第6次総合計画にはそのちょっと私の目線からは、この制度、これに似たような書きっぷりはないんですけども、それについてちょっと説明をいただきたいと思っております。

議

長

企画総務課長。

企画総務課長

第6次総合計画、こちらに重点的なプロジェクトとしてある程度いくつかの施策を載せてあります。それを基に、各それぞれの分野ごとに5年で計画の中で入れさせていただいてるんですけども、この地域おこし協力隊、これにつきましてはこの事業を進めるに当たっての一つの手法というような形でありますので、いろんな手法の中で、そこまでちょっと書いてないような状況なんですけどもこの計画にないからやらないとか、あるからやるというわけではなく、そこはその時代に合った中で対応していきたいというふうに考えております。

議 長

府川輝夫議員。

8 番 府 川

今の課長ないからやらないのではなくというのは非常に重要なことです。あるからやらなくてもいいというのは、それちょっと訂正されたほうがいいんじゃないですかね。言葉の端をとって言うことはあれですけども、私もね、総合計画にあるからやらなくちゃいけないよというのは言えると思うんですね。でも必要なことだから総合計画にないけども、もう早くやろうよと。それで今年度、来年度は準備固めして要綱等をつくって9年度からやろうよと。この3年もかからない間で、やっちゃおうよというのは非常にいいことだと思います。ちょっと嫌な聞き方になっちゃったかもしれませんが、これになくても、町長のリーダーシップ、そして町の職員の知恵を使って、こういう制度がもうあるものをどんどん始めて、ですから総合計画なくたって全然構わないと思って、課長の言われる、ないものでも必要なものをやれとやろうよというのは非常にいい、前向きな考え方だと思っております。

その辺についてちょっと町長、何か付け加えることがあれば。

議 長

町長。

町 長

総合計画というのはあくまでも長期的な町の方性を決めるものでございます。それとはまた別に国のほうあるいは町の実情に合った中で、すぐにその総合計画を達成するための手法というのはいろいろあるんだというふうに考えております。

当然今、高市首相が就任して、いろいろな経済対策とかいろいろなことをやってます。その中のどれを選ぶかについて、町の総合計画に載ってないからできないということはございませんので、あくまでもそういったような全

体的な中の目的を達成する手法として、私は地域おこし協力隊というのは非常に有効ではないかというふうに考えております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 昨日もちょっと農林課長がお答えになられたのかな。地域おこし協力隊のアドバイザーの派遣の制度をというか、アドバイザー事業、これを取り入れて指南をしていただくというようなお話でしたけれども、このアドバイザー派遣について、もう少し細かいところを御説明いただければと思います。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 地域おこし協力隊アドバイザー派遣制度というのは、例えば募集の段階からまたは地域の受入体制の検討の段階から5日間程度、ですから、市が年度当初に申請を開始しますので、この場合、令和8年度の4月から申請可能になるんですけども、そうするともし選ばれば、山北町の希望に合った形で総務省に登録してあるアドバイザーが、5日間を限度として、だから何か月に1回とかいう割合で来てもらって、例えば先ほど話が出ていた庁内組織の在り方であるとか、受入地域の説明の仕方であるとか、または議員さん、御指摘のですね、隊員のやるべきことであるとか、ミッションについてありとあらゆることについてですね、先ほどお話出てましたけども、アドバイザーの中には、経験者から自分が隊員として派遣されていた方が卒業してそのアドバイザーに就任している方もいると聞いておりますので、そういう方たちが町に来ていただいてですね、レクチャーをしていただくと。その中で、先ほど来、話に出ている要綱であるとか、そういったものを、アドバイスを聞きながら作成したことができるというふうな制度だと聞いております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 丁寧な説明ありがとうございます。アドバイザーマックス5日間、1か月に1日だったら5か月間というか、アドバイスをしてもらうその内容も町側からこう言いつつ、うまく5日間を使いましょうと。そして受入れに成功しましょうというシステムだというふうに思いますのでね、これはぜひ使うべきだと思います。

ただね、今この答弁をされているのが農林課長ですよ。林業だから、農林課長なのかというふうにひもづけはできるんですけども、要綱、網のほ

うの要綱と項目の要項、具体的に募集に係る要項があると思うんですけども、僕は基本的には各担当部署がやるのではなくて、研修という立場であれば、例えば定住対策課が中心になって、あるいは総合的な企画立案ということになると、企画のほう为中心部署になって、今回は林業をする人を目的に呼び込もうというときには、農林課も当然一緒に加わる。あるいは農林課だけじゃなく、関係があるところは、例えば集落とのどうのこうのということになると農林課だけじゃなくても、なくてもというかそういったところの部署もまた活用する。要するに行政がどこか中心の部署を1か所、その部署は全体的を網羅しながら、例えばこれは1回でやめる事業ではないと思うんですね。瀬戸伸二議員は農業に非常に精通して熱の熱い思いがあるもんで、農業のほうにもという昨日御意見がありました。例えば、まずは林業であってみようよと。林業をさらにやっっていこうよということもあるかもしれませんし、幅を広げて、農業やあるいは農業以外のことでもというようなことがこれからあるんじゃないかなと。そういうことを考えると、繰り返すようですけども、中核にある部署をつくって、それに絡む部署、それはその都度その都度体系を変えてもいいしというふうに思うんですけども、それについては、やっぱり町の考えですから町長にお聞きしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるとおりだというふうに思ってます。要するにまず最初に、地域おこし協力隊をどのようにやるかということで、私は昨日も言いましたけど、山形県西川町に視察に行ったとき、もう既に何年かやっております。その中で当初やってなかったインターン制度が始まったということで、それらをやっております。そうするとその町では当初からかどうか分かりませんが、全く新しい部署をつくって、それが横断的にやるような部署でございますので、当然そういうような段階になったときにはね、そういうことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 昨日の町長の発言にもありました、今もちょっと地域おこし協力隊のインターン制度、これが始まったから、急に1年とか3年とか無理しないで、まず山北のことを知ってもらって、林業の状況を見てもらいながら1週間か2

週間程度こっちに来てもらって、それであなたのやる気本当に出たのという
ような山北の魅力も感じてくれたのというようなことがあるから、取りかか
りやすい。だからやってみようよというのは私もそのとおりだと思います。
さらにはですね、インターン制度の前にお試し制度というのがあります。これ
は1日とか2日とか3日ですけども、それはもう皆さん御存じだと思います
けども、お試し制度を使って、インターン制度を使って、本格的に3年間や
ると。で、これによって相手も非常に安心すると思うんですね。ぜひインタ
ーン制度をうまく活用するような要綱づくり、仕組みづくりにしていただき
たいと思いますけども、これ現実的に現場のほうではまだこの辺の要綱に関
する募集に関することも含めて、その辺はちょっと議論はまだこれからなん
でしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 農林課のほうで林業賃金でということである程度、課内ではいろいろ調整
させていただいておるんですけども、そもそもこの制度はですね、交付税に
より経費が町のほうに一旦交付されると、それからいろいろな人件費である
とか活動にかかる経費が使われていくというような制度の中で、今府川議員
がおっしゃったように、お試し制度、これ2泊3日で、インターン制度、こ
れ2週間とか数か月で、こういうのにかかる経費そのものも町の交付税に入
ってくるということで、そういった意味も含めてですね、どこまでが経費に
あるかというのはこれ細かいところを決めていかなければいけないんですけ
ども、当然ですね、町に1回入ってきて、それを例えば業者というか今の話
でいくと、例えば林業事業体でその方が働くときに、その給料であるとか、
あと住居にかかる経費、こういったものが、一旦町に入ったものを例えば町
から委託をしてその業者さんに払うとかいうような形になるんですけども、
これも含めて、やはりですね、どんな方がこられるかによって、やっぱり違
ってくるということがありますので、先ほど繰り返しになりますけども、ア
ドバイザーさんの意見聞きながらですね、どの制度がうちの町に山北町に合
ってるかということを重点に考えながらですね、先ほど言った農林課だけ
はもちろん私が言うのはおこがましいですけども、できませんので、関係各
課とですね、庁内会議を多分立ち上げると思いますので、私も含めて、検討

してまいりたいと考えております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 町長も先ほど明るい答弁をしていただいた、農林課だけじゃなくて、全体でやっていきながら、具体的な今は農林課のほうだということを言っていたのでね。ぜひその辺はもう皆さん共通して認識されてると思いますけどもね。これはどこどこの部署だから、どこどこでやれよというのは地域おこし協力隊とはあまり一致しないというふうに考えてます。要するに町の住民議員もそうですし、特にライン職の皆さんを含めて、地域おこし協力隊が一人である分何人でもあっても、その人たちをみんなで応援して、一緒に事業を成功していくということが一番必要だと思いますので、先ほど答弁していただいた中核部署をつくりながらやっていくよという答弁は非常にありがたい。

それと、今課長が言われたここで今日の町民も我々もというか議員も心配するところはこのお金がどうすんのよという話。今言われた交付税といても特別交付税ということで普通交付税って先に申請しといて、認可を受けて事業をやろうと。特別交付税は言い方悪いんですけども、ちゃんとした内容が合っていれば、見合った金額を、さっき言われたお試しから全部含めて、インターンも含めて必要経費は国のほうから支援くれるというお話ですよ。これ次に質問しようと思ってたら、先読みとしてちゃんと答えていただいてありがとうございます。

じゃあ町の協力隊に関わる費用、町からの持ち出しというのは今想定できますかどうか、あるのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 町の費用の関係につきましてはですね、ただいま予算計上の準備段階をしている段階でございますが、逆に交付税のいただける総務省が示す上限というものがございますので、今の段階ですと歳入の上限を元に、支出のほうを検討している段階でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 よく分かりました。基本的には国から来るけれども、例えば200万とか協力隊の報酬はいくらまでとか決まっているから、それをオーバーする部分が

もし発生すれば、それは町の持ち出しであろうと。基本的には持ち出しは想定がされてないと、会議をすればそれが費用ということを考えると、そういったところは職員の皆さんのあれですから、持ち出しというよりも業務の中ということであれば、全部基本的には持ち出しはないよと。すばらしいシステムだよというふうに理解をいたしました。

そしてですね、森林の関係、説明がありました神奈川水源環境保全再生基本計画、我々も森林環境税を立ち上げようと言って立ち上がりました。そのときに、森林環境税が立ち上がっちゃうと、こっちの県の水源の環境保全のほうがなくなっちゃうんじゃないかなと、ずっと心配をしておりましたけれども、先ほどの答弁のように令和9年からですか。新たに向こう20年間、5年ごとの見直し、4年後とか5年ごとの見直しで向こう20年間やれるということで、すごくほっとしているところ。そして森林に関わるそういった神奈川の水源の環境保全再生計画あるいは国の森林環境税、これらをうまく使って森林を再生して管理して、そして活用までしていこうというようなことで今回ミッションを組まれているというのはこの町の示す目的。昨日も9割以上山だからこれを活用しなくちゃいけないという町のその一つの柱に密着したミッションだというふうに思ってます。

もう少しですね、隊員として具体的に知識習得だとかということはありませんけれども、どういう作業をするのか、ちょっと説明いただければと思います。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 まずこの森林の担い手、最終的な目的から申し上げますと、森林、かなりの面積の森林について、森林整備これは間伐であるとか、枝打ちとかその他様々な技術的に林業従事者としてやることを基本とするんですけども、その上で、例えば森林活用、こちら例えば森林ボランティアを実施する、または植樹活動をするとか、森林の公益的機能を発揮するために、ただ単に林業というこの作業をするだけではなくて、活用というところを主眼に置きます。

これはですね、何度か申し上げているんですけども、国が示す森林経営計画というのがございまして、これ30ヘクタール以上の森林を整備も含めてですね、計画つくるんですけども、今現在山北町で指名登録業者として林業事

業体は5社ございます。これは5団体と申し上げまして、森林組合山北町森林組合含めて5社なんですけども、言い方ちょっと語弊があるかもしれませんが、間伐や枝打ち土壌保全をする業者さんは皆さんできます。ただし5年10年の森林経営計画を立てられる団体は山北町森林組合しかございません。ということは先ほど言った県から戻ってくる予定の返還に3,000ヘクタールのその森林経営計画をつくれるのは、今現在山北町森林組合でしかないというところが現状でございます。

そうすると何が起きるかという、計画がつかれないと実際の整備、森林整備ができないということになって、山北町内ではない林業事業者の方がもしやってくれるのであれば可能なんですけども、どこの市町村も他所まで行ってやってくれるような林業事業者は神奈川県にはあまりございませんので、そうすると、なかなか山北町内の森林の整備、または活用というのが、将来にわたってちょっと予測ができないような状況になります。そのためにはですね、まず当然募集に当たっては、林業事業者の経験がある経験者を第一に募集したいと私は考えるんですけども、未経験者もオーケーですという形で幅を広げて募集したいと考えております。未経験者どうするのかと、3年しかないのに、今申し上げたようなところまでたどり着くのかというところに関しましては、今神奈川県が実施している神奈川森林塾という県が実施している研修期間がございます。こちらはですね、簡単に言うと高校卒業したような全くの未経験者が約5か月間の実施研修を行って、林業事業体に勤めることができるぐらいの技術を取得することができるというような形でやっております。こちらのほうはですね、足柄上合同庁舎に森林塾の事務所ございまして、毎年毎年これ県のもので、会計年度任用職員という形で実は県の職員として給料がもらえるような仕組みでございまして、山北町内にも、今林業従事者になってる方たちでも、ここの卒塾生というのがかなりいまして、これ真剣に林業屋さんになることができるような仕組みでございまして、ですので、もしですね未経験者の方が応募された場合にはこちらのほうに入塾していただきながらですね、真剣な林業従事者を育成して、将来的には山北町の森林の担い手になっていただくという農林課としては夢を持ちながらこの募集というかですね、この制度を関わらせていただいております。

ます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 なんか話聞いているとだんだん気持ちよくなっちゃいますね。

林業、川上からよく川下と言われます。管理して、それで伐採して、加工して、そして販売すると。販売がなければ収入はありませんし、ですからそういうことも含めて、林業の活用の計画、そういった人を育てると、今はちょっと言い方は失礼かもしれませんが、川下のほうがなかなか到達してない。それを全体的に管理というか、リーダーシップ取れるような方が、将来起業していく道も含めてということなんでしょうけれども、非常に胸がわくわくするような内容だと思います。

そこで3年が終わった、3年に限られないですけども隊員が終わった後、今課長が言われるように、山北で林業で起業していこうよと。その起業していこうよって言ったときに、国からの支援制度、あるいは町からの農業だと5年間、1年間50万でしたっけ、新規の農業者にというそういう制度もあります。あるいは国から協力隊が終わって、もう企業を起こすよというそういう支援の体制というのはあるんでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 まずですね、農業のほうと根本的に違うのは山主さん、森林所有者になるわけではなくて、あくまでもこれ林業事業体に起業していただきたいというところを一応ゴールとして考えているんですけども、なかなか3年間で、そこまで到達できるかどうかということありますので、まずはですね、スケジュール感としては3年間の末に、正式な形で林業従事者、どちらかの町内の林業事業体に努めていただいて、簡単な言葉で言うと正社員として、そこで働けるぐらいの技術と知識を持っていただくと。そうすると給料が今度は地域おこし協力隊の原資ではない純粋な給料がもらえるぐらいな技術と知識を持っていただいて、林業事業体で従事していただくということの中で、今度は国の制度で、各林業事業体の中で業者内というか、OJTですねいわゆる、作業しながら研修を受けるという形の中では、国の助成金があります。

ですからこの3年間の任期が終わって、どちらかの林業事業体に勤められてる間の期間の中で、そこに国から補助金・交付金はその業者さんに行きま

して、働きながら研修を行うということで、助成金が支払われるという制度がございまして、またそこでさらなるスキルアップをしていただいて、数年後に起業していただくということは可能かと思えます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 答弁書の中に人数は運用コストを考慮すれば複数人を受け入れたほうがよいと考えられていると。事業内容にもよるんでしょうけども、いろいろやっぱり経験者から聞くと、独りぼっちが一番つらいと。ですから例えば川上・川中・川下、あるいはメニューは同じようなことをやるにしても、やはり複数人のほうが安心感もあるのではないかなということで、何人なんですかって質問をしたんですけども、複数人ということでこれから決めるということなんだろうけども、非常にいいなというふうに考えております。

ただ協力隊だけでできるものではありませんので、しつこいようですけども行政、その林業の会社なり団体あるいは地域を林業ですから、地域と密着してやるとかそういう話じゃないと思うんですね。そうすると林業のその地域との関係性もということを考えて協力隊、御本人たち、町の職員の皆さん、そして林業者なり団体、森林組合なり、それと地域のこの方たちがチームになって、そして一緒にやっていくことが非常に大切だというふうに考えて、孤立をしない、させないということを必ずその根底に考え方を持っていて、これから要領・要綱をつくっていただきたいと思えます。

協力隊と行政地域の関係団体等の三者が連携してマッチング、チームワークづくり、サポート体制、そして三者によって、ロードマップなりワークショップなり事業の進展ですね。それと成果を基本的には1か月に1回ぐらい報告書を出すのかどうかということになろうと思うんですけども、その辺の連携マッチングはもとより、サポート体制、ロードマップやワークショップ等に対する考え方について、今想定で構いませんけれども、どんなふうに考えているのか、ちょっとお示し願いたいと思えます。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 隊員のサポート体制であるとかそういった受入れも含めてですね、なかなか議員おっしゃったように、役場の関係だけではもちろんできませんし、これ事例としてはですね、そういうことについて専門家に委託をしたりという

のも可能で、簡単に言うと活動そのものと、活動のサポートそのもの、先ほどいった報告であるとか、そういうものをつくったりということも全部ひっくるめて制度の中で、簡単に言うと交付金の対象になるというようなこともございますので、そこも含めて、そういったことができるコンサルみたいな方たちがこの辺にいるのかということも全然分かりませんので、なかなか先ほど言った、お話の中でも出てましたけども、神奈川県内で受け入れる側の密度というのはなかなか薄くて、事例が少ないということでやはりかなり東北とかですね、そういう九州とか沖縄、北海道というところはですね、OB・OGさんもいっぱいいてですね、それこそ地元の方たちがアドバイスができるような人材ってのがいるんですけども、神奈川県はどちらかというと、派遣する方たちが多い。人口的にはもちろん川崎・横浜そういうところがございまして、なかなか受入れ側のほうの詳しい方がいられないんで、実際にそういったものをサポートを委託できるような方たち、事業体があるかどうか分かんないんですけども、そういう可能性も含めてですね、あらゆる人材とかを活用しないと、議員おっしゃるように、うまくいかないというのはですね、私もサポートデスクに相談行ったときにかなり言われまして、町全体が一丸となってその1人2人の隊員について、町長以前からおっしゃっているように、人生というかですね、隊員さんがされど3年ですのでその3年間はやっぱり隊員さんにとっても非常に重要なことで、こちらにとっても、町を挙げてやっている事業ですので非常に重要なんですけども、同じぐらい個人の生活というのをかかっているんで、やはり全体の体制を持ってやらなければいけないんじゃないかというのを私こういう準備段階ですね、いろいろな皆さんのアドバイスを聞いてると思った次第でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 昨日の答弁の中でたしか町長が言われたんだと、間違っただけです。この募集に当たっては山北の魅力、森林の魅力、地域の魅力、そして山北に来たからこそ成果がある。今言われるように人生かかって来るわけですから、移住もしてきて、そうすると、この山北の森林、あるいは人口は少ないけども、こんな魅力的な町だよというのを、その隊員の方に理解していただかないと山北じゃなくたっていいんじゃないというような話になりかねないと思

います。

シティプロモーションというか、町の宣伝、いかに魅力的な町だよというのも、こういうタイミングで合わせてうまく使いながら、隊員だけではなく、隊員になろうかなと思ってる人が、隊員にはならなかったけども、山北に来るようなきっかけづくり、そんなことを非常に期待をするんですけども、町長のお考えをお願いしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるとおりですね、やはり山北に魅力を持っていただかないとなかなかね、山北町住んでいただけないというふうに思っております。

そういう中で、やはり山北町これだけ森林がある。そしてまた水も非常に豊富な水がある。そういった中の自然の中でね、ぜひ山北町に来て、地域おこし協力隊に協力していただきたいというようなことを私も当然ですけども、そういったようなキャッチコピーを考えながらですね、やっていきたいというふうに思ってますし、またそういったような中で、例えば町が直接やらなければ業者に仲介やっていただくというようなことですから、そのプロポーザルの中で、どのような町が求めている以上のことをプロポーザルさせていただければね、そういったこともね、検討して前向きに進んでいきたいというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 最後になりますけども、町長も昨日言われたり、課長も言われました。隊員はですね人生における大きな判断をして、責任を持って移住してこられるわけですね。慣れない生活の中で地域協力隊に従事をしながらやるわけですから、隊員を受け入れる山北町、職員の皆さん、あるいは団体、あるいは地域の皆さん、みんなでサポートをしていただいて、受け入れる自治体が隊員に寄り添って、その隊員の思いを共有することによって、円滑かつ有意義な協力隊員の活動につながっていくのではないかと。今日お話をさせてもらっていると町長も今は担当課長と言いますがけれども、これは全体的に再構築したのはいいかなとは思いますが、町側の職員の皆さんもそういうふうな考え方を持っていられるということで非常に期待をしております。

とにかく山北町の潜在的な能力、潜在的に沈めているだけじゃなくて、浮

き上がらせるような活動につなげていただくために、さらに研究、議論をして、要綱なり、あるいはその個別の内容、そしてチームワークづくり等に御努力していただきたいと思います。

総括してこういうことも言いたいよということがあれば、町長お願いしたいと思います。

議 長
町 長

町長。

きっかけになったのはとにかくですね、山形県西川町行ったときに非常にね、すばらしい取組をしておりました。お試しですと特別交付税で1日1万2,000円いただけるんですけど、そのうちの6,000円がその方に入って、残りの6,000円で食事だとか、宿泊だとか、様々な費用負担がかかるというようなことで伺いました。

そういったことが簡単にはできなくて、そこに当然それを支える地域とグループというか、そういったものがございまして、それはどうしても我々がこれからやるにはそういうアドバイザーの方とか、非常に大事なことだと、たまたまその次に行った長井市というところでは、地域おこし協力隊ではございませんでしたけど、別のところでアドバイザーの方が入ってました。その方、NTTからいくつかの請負しておりましたけど、私のイメージとしてはその方から聞いたら、3か月に1回ぐらいそういったような地元の人の会議があつてそのときにアドバイザーが来る。ですから大体5回というと1年間に振り分けられるというふうなイメージかなというふうに、そのとき考えました。

いずれにしても、私もまだやったことのない地域おこし協力隊ですんで、ぜひとも、山北町に来ていただいて一緒にまちづくりを、地域おこしをね、協力していただけるような方をね、ぜひこれからも募集して一緒になってやっていきたいというふうに思っております。

議 長

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は11時10分といたします。 (午前10時57分)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時10分)

日程第2、議案第63号 令和7年度山北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第63号 令和7年度山北町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度山北町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,585万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ60億2,844万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月8日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要性が生じたため地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第63号 令和7年度山北町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金から19款寄附金まで、補正額2,585万6,000円を増額し、補正後の額を60億2,844万6,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費から、13款予備費まで、歳入と同額を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、439万円の増額でございます。

1節障害者福祉費負担金は、補装具や高額サービスの利用により213万

6,000円を増額するものでございます。国の負担は2分の1でございます。

2節児童福祉費負担金は児童手当負担金の過年度精算分で、225万4,000円を増額するものでございます。

2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金は、164万6,000円の減額です。

1節戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号システム管理事業に係る事務費の追加分で、101万2,000円を増額するものでございます。補助率は10分の10でございます。

6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は265万8,000円の減額です。こちらは非課税世帯の給付確定に伴う減額でございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、106万8,000円の増額です。

3節障害者福祉費負担金は、障害福祉サービス費等負担金で、国負担と同様に、補装具や高額サービスの利用によるもので、県負担は4分の1でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、1万1,000円の増額です。

1節社会福祉費補助金は、民生児童委員活動費で、推薦会1回分の開催経費の追加に対する定額補助でございます。

12目土木費県補助金は、73万1,000円の増額です。

2節都市計画費県補助金は、都市公園等整備事業として、ぐみの木近隣公園のスケートパークにセクションを追加する経費に対する2分の1の補助でございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、2目財産貸付収入は、40万円の増額です。

1節財産貸付収入は、旧三保幼稚園貸付料で、貸付期間の1年延長に伴い、今年度内の8か月分を増額するものでございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は、2,000万円の増額です。

1節一般寄附金はふるさと応援寄附金で、見込みによる増でございます。

3目教育費寄附金は20万円の増額です。

4節保健体育費寄附金は、生涯スポーツセンター経費にこの寄附を充当させていただくものでございます。

7目衛生費寄附金は、70万2,000円の増額です。

1節保健衛生費寄附金は保険会社から健康増進のための寄附があったものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は1,435万1,000円の増額です。

説明欄の庁舎等管理事業の光熱水費は、電気代の高騰によるもの、庁舎維持管理工事は、現在実施中の空調更新工事に伴い、古い配管からアスベストを除去するものでございます。庁用備品購入費は、庁舎内の事務椅子の劣化が進み在庫がなくなっておりますので、2階の椅子を更新するものでございます。

財産管理事業の町有財産解体撤去工事につきましては、旧共和小学校の物置が老朽化により危険な状況であるということで、撤去をさせていただくものでございます。

15目定住総合対策事業費は66万6,000円の増額でございます。お試し住宅として利用してまいりました家屋を返還するに当たりまして、畳の補修等を行うための修繕費と家財を処分するための手数料を計上してございます。

2項徴税費、1目税務総務費は、30万6,306万2,000円の増額です。固定資産の評価替えに当たり、航空写真を共同撮影するための町負担金が確定したため補正対応するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、101万2,000円の増額です。

マイナンバー業務を担う会計年度任用職員経費の増で、国庫補助10分の10となっております。

3款民生費、1項社会福祉費につきましては、12ページ、13ページをお願いします。

1目社会福祉総務費は263万1,000円の減額です。説明欄の民生児童委員活動事業につきましては、推薦会1回分の追加でございます。

次の、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業につきましては、給

付額の確定に伴う減額でございます。

4目老人福祉費は278万円の増額です。健康診査の受診者増によりまして、後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

5目障害者福祉費は427万3,000円の増額です。身体障害児者補装具給付費は補装具の増、自立支援医療給付費は人工透析による増でございます。

7目介護保険事業特別会計繰り出し金は、68万2,000円の増額です。介護保険事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告に基づく給与改定等に対応するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は140万円の増額です。出産祝い金につきまして、22人分を29人分に増額するものでございます。

5目認定こども園費は963万円の増額です。

説明欄の認定こども園維持管理事業は、電気代等による増、会計年度任用職員経費は、給与改定による増でございます。

14ページ、15ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は718万4,000円の増額でございます。

説明欄の母子保健事業については、過年度分の精算、健康福祉センター管理事業の燃料費は重油単価の増、光熱水費は電気代の増、備品購入費は故障に伴う洗濯機の更新費用でございます。

会計年度任用職員経費につきましては、給与改定による増でございます。

2目予防費は17万2,000円の増額です。

説明欄の記念品代は、寄附を財源にみんなチャレに取り組んだ方のポイントに応じて記念品を贈呈するものです。

次の、神奈川県後期高齢者医療広域連合受託事業返納金は、前年度分の精算でございます。

3目環境衛生費は34万4,000円の増額でございます。

説明欄の野生動物等保護管理事業はクマ対策経費を増額するものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は1,168万円の増額です。

説明欄の観光施設維持管理事業は電気代による光熱水費の増、観光施設維持管理工事は、大野山山頂あずまの補修等でございます。

ふるさと応援寄附金推進事業は、見込みによる増でございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、15万1,000円の増額です。会計年度任用職員経費を給与改定により増額するものでございます。

3項河川費、1目河川維持費は29万9,000円の増額です。皆瀬川用水の補修にかかる修繕費でございます。

5項都市計画費、2目都市公園費は146万2,000円の増額です。ぐみの木近隣公園スケートパークにセクションを追加するものでございます。

6項住宅費、1目住宅管理費は749万1,000円の減額です。

18ページ、19ページをお願いします。

説明欄の町営住宅管理事業につきましては、滝入住宅跡地を整地するに当たり、事前調整に時間を要しており、年度内に執行できない見込みとなったものでございます。

8款消防費、1項消防費、5目防災対策費は366万8,000円の増額です。

給与改定による会計年度任用職員経費の増額でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は655万円の増額でございます。

説明欄の一般経費の修繕費につきましては、GIGAスクール用タブレットの故障に対応するものでございます。旧三保幼稚園遊具等撤去工事は貸付けを継続するに当たり支障物を撤去するものでございます。

会計年度任用職員経費は給与改定による増でございます。

2項川村小学校費につきましては、20ページ、21ページをお願いします。

1目学校管理費は139万円の増額です。

説明欄の学校施設維持管理運営事業の修繕費は避難誘導灯など、点検指摘事項に対応するものでございます。設備改修工事は体育館の窓などを補修するものでございます。

会計年度任用職員経費は給与改定によるものでございます。

3目給食費は8万2,000円の増額です。炊飯器等の修繕を行うものでございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費は60万5,000円の増額です。

説明欄の学校施設維持管理運営事業の修繕費は体育館器具庫の扉の修繕、エアコン設置工事はつぼみ教室のエアコン故障に対応するものです。会計年度任用職員経費は給与改定による増でございます。

3日給食費は20万2,000円の増額です。設備点検時の指摘事項に対応するものがございます。

5項社会教育費、4目生涯学習センター費は90万円の増額です。電気代による光熱水費の増額でございます。

6項保健体育費につきましては、22ページ、23ページをお願いします。

2目体育施設費は14万6,000円の増額です。

体育施設維持管理事業は、生涯スポーツセンターがグッドデザイン賞、ウッドデザイン賞を受賞したことに伴うPRグッズの購入費を消耗品費と備品購入費に分けて計上したものでございます。

13款予備費は、3,671万3,000円を減額するものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

こちらは会計年度任用職員に係る経費となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第63号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

富田陽子議員。

7番 富田 7番、富田です。

11ページの定住総合対策事業費の中のお試し住宅活用事業で返還するためにとあります。全協でも御説明いただきましたが、改めてこの経緯を説明願います。

議長 定住対策課長。

定住対策課長 こちらのお試し住宅ですが、平成28年の4月から令和8年の3月末まで。こちらが一応契約期間になっておりまして、ここで契約期間が満了するという形になります。

過去にも使い方について議会の中でも御指摘をいただいた案件もございま

して、ちょっと課題点を整理してからでなければ更新は難しいという判断をいたしまして、まず一旦ここで契約の方は終了させていただきたいといった背景がございます。

また今回の修繕とその関係なんですが、こちらは契約書に基づきまして現状復旧するという形になっておりますので、それを計上させていただいております。

以上です。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 今回、契約満了ということで修繕して返還するということですが、このお試し住宅活用事業自体は今後どうなっていくのでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 実際には、まず一旦は終了させていただくという形で今回載せさせていただいております。今後また仮に再開をしようと思った場合にはですね、やはり賃貸物件などを想定しながら考えたいと思っております。現状ですね、賃貸というのは非常に登録物件はなかなかない状態ですので、まずそれが出てきた際に場所的にも妥当だという判断ができたならば、また先ほども申しましたが、課題点などの整理をそうしてからでないとなかなか再開というのは難しい部分もあると思っておりますので、まずそこら辺を整理をしてから次の段階を考えたいと思っております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 課題点を整理して一旦終了ということですが、これから整理されるのでしょうか。このお試し住宅って定住対策の柱の一つだったと思うんですけども、この事業の成果の評価というのはどのように捉えているのでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 お試し住宅の利用はあくまでもお試しで、山北町の環境などを知っていただくという形になります。ですからお試し住宅に利用したから、必ずしも山北町に移住、定住は進むという形ではなく、皆さん複数ある定住、移住、候補地の中からの一つとして選択をされてましたので、まずそこは御理解いただきたいと思っております。

実際にこれまでの実績ですが平成28年度から一応7件の移住、そして12名の移住があったというのは一つの成果だったと思っております。

以上です。

議長 長 ほか質疑のある方。

瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 瀬戸です。

22ページの体育施設費なんですけど、グッドデザイン賞を受けた関係の記念品というお話でしたが、具体的なものを教えていただきたいと思っております。

議長 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 スポーツセンターのグッドデザイン賞それからウッドデザイン賞、もう一つですね神奈川の建築コンクールこの三つにですね、ただいま受賞をしているところがございます。その中でこの消耗品につきましてはグッドデザイン賞の表彰状のレプリカでございます。あとはグッドデザイン賞、ウッドデザイン賞のその表彰状を入れますフレーム等を購入させていただく。あとはですね、備品購入費につきましては、ウッドデザイン賞Gマークが入りますステンレス製のプレート、ちょうど30掛ける37センチぐらいのですね、A3サイズよりちょっと大きめですね、プレートを施設に飾らせていただきまして、広くPRに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 町外にPRするような形のもの何かやらないんでしょうか。

議長 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 この補正予算では特に計上させていただいておりませんが、やはりホームページSNS等で周知するほかですね、まだ新年度8年度以降各種コンクールに受賞したという旨の入ったパンフレット等は作成したいなというところで考えております。

議長 長 ほかございますか。

石田照子議員。

5 番 石 田 5番、石田でございます。

ページ数は15ページ。予防費、みんなチャレに対する記念品という御説明が

ございましたけれども、これ記念品の内容を御説明いただきたいと思います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 みんなチャレで登録した方に対する記入品代なんですが、内容としては絵本です。絵本を50冊です。みんなチャレに参加していただいた方に直接絵本を渡すのではなく、その絵本をみんなチャレに参加していただいた方が町に寄附してもらおう。そして絵本を子育て支援センターに置くというものです。内容としては、絵本50冊分です。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 ちょっと意外だったんですけどみんなチャレに登録じゃなくて参加した方、参加した方が絵本を、絵本代を寄附するんですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 すみません、その前に事前の話を飛ばしました。

今回衛生費の寄附金で生命保険会社から70万円ぐらいの寄附があったわけです、それを活用してこの絵本を購入して、みんなチャレに参加していただいた方からの寄附という形で、絵本を購入して子育て支援センターに置くということでございます。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 大体分かったような気がします。参加者が直接寄附するのではなくて、保険会社からの寄附金で賄ったということ、50冊の絵本を購入したということですね。それでこれ、このアプリ今年始めたばかりですので、検証というのはまだかと思いますが、肌感覚で効果、何か目に見える効果があるあったのかどうか、一つだけ伺いたいします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今年の4月から始めたということで、参加されてる方からは写真を投稿したりとかできる機能がありますので、何ていうかモチベーションのアップにつながる、モチベーションのキープにつながるといったような声は保健師からの報告が届いております。

ただ財源が10分の10補助の予定で開始をしていたんですが、ちょっといろいろありまして、10分の10補助でなくなってしまったというところがありますので、今後については町の負担分も投資をする中で得られる効果はどうか

んだということもちゃんと検討した上で、継続していくかどうかということ
は検討していかなきゃいけないと思っています。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 すみません、最後に何人の方が登録者数ですね。登録されていらっしゃる
のか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 すみません、今手元に正確な人数は持ってきてないんですけども、三十何
人ぐらいいたかと思います。

議 長 ほかに質疑ございますか。

池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2番、池谷です。9ページになります。

歳入の部分になりますが、一般寄附金でふるさと納税寄附金2,000万円見込
みによるということですが、この詳細もう少し詳しくお教えてください。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 ふるさと応援寄附金につきましては、歳入総額を2,000万円増の3億7,000
万円で組まさせていただいております。理由といたしましては、10月からふ
るさと納税のポータルサイトのポイント付与が廃止になりまして、それを受
けまして9月末までに駆け込み需要があったものでございます。9月末まで
の寄附額が約1億4,800万円となっております、昨年の9月末時点と比較し
ますと、昨年の9月末時点が約6,300万円ということで、前年比で約233%と
なっております。

受入れの動向につきましては、令和5年度の制度改正時がやはり9月の駆け
込み需要がございまして、一応そのときですね、流れを参考に算定した
ところ約3億4,000万円ぐらいということで、大体予算額と同額になっており
ます。しかしながら、ポータルサイトの利用比率いろいろなポータルサイト
がございまして、その支払率がそれぞれ異なるものですから、それによっ
ては歳入の部分が足りなくなる可能性があるということで、約大体2,000万円ぐ
らいというところで想定した中で歳入のほうも組まさせていただいているもの
です。

しかしながら寄附ですので、想定をするのは大変難しいということで直近

の金額を確認しましたところ、やはり10月11月はかなり落ち込んでおります。ですので、この先ちょっと見込めないんですけれども、場合によっては3月補正で改めて補正をさせていただくというところは御理解いただきたいと考えております。

議 長 池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 今、昨年と今年度の1億4,800万、昨年在6,300万ですが非常に大きな金額の差があるなと思いますけれども、昨年令和6年度の決算は確か3億1,000万ほどだったと思います。予算が3億5,000万でプラス2,000万の3億7,000万になるということは非常に効果が見えてきているようであればぜひ今後もふるさと納税、ふるさと応援寄附金しっかりとプラスになるような取組をしていただきたいと思います。

以上です。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 4番高橋です。11ページの財産管理費の中で管理工事のほうでアスベストの請負などがあるということでお聞きしましたが、もう少し詳細をお聞きしたいと思います。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 11ページ庁舎等管理事業の工事請負費の中でアスベストの御説明をさせていただきました。現在ですね一部御迷惑をおかけしておりますが、庁舎の空調の更新工事を実施しております。こちらですね、各室内機、天井に埋め込みされている室外機ごとに、集めた除湿の機能もありますので、吸い取った湿気から水を排出するドレン管がそれぞれついているんですけども、そのそれぞれの部分についてアスベストが使用されているということが工事の最中で発覚いたしましたので、ここで対応させていただくというものでございます。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 そうなりますと、これからいろいろと工事とか進む中で、これからはまたそういう意外な工事費用といいますか、そういったものが発生するような箇所とか、そういったところはもう分かっているようなところはございますでしょうか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 確かに工事はまだ完成しておりませんので、今後確定したお話はできませんけれども、今のところですね、順調にその他の点につきましては予定どおり進んでおりまして、追加的な経費がかかるというものは聞いておりません。

議 長 ほかにございませんか。

8 番 府 川 府川輝夫議員。

13ページですね、子育て支援事業出産が29人見込まれているよということですけども、去年は悲しいイレブンでしたけれども、多少というか、やっぱり人数が、子どもさんの人数が生まれる子が多いというのは多いというか大変ありがたいなと思います。非常に町にとっても大きな関わりになりますので、なかなか難しいんでしょうけども、この増えた要因というか、何か変動というか、増員の何か要因というか、あられたのか。例えば、移住されてきたとか、あるいは何かそういう、なかなかつかみは難しいと思うんですけども、その辺もしお分かりになれば説明いただければと思います。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの29人ですね、20万円掛ける29人の見込みなんですけども、そもそも上半期、4月から9月については17名がもう出産されております。下半期につきましては、10月から3月なんですけども今9名の見込みです。これは母子手帳の発行状況ということで、8名から9名ですね。これに予備ということで、転入してから生まれるケース、それからですね、飛び込みで緊急の出産、これも見込んでおります。これが3名から4名ということで、実数としてはこの29から3から4引いた数に落ち着くと思います。

この動向なんですけども、ただ令和6年度が11名ということで非常に少なかったんですがその前の年、令和5年度が25名、その前の年が令和4年度が28名ということで、通常の年に戻ったという認識です。特に転入がとか何か要因があってこの数字に落ち着いたという捉え方は現在の時点ではしていません。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 逆に例えばね、出産だとか、子育てに非常に熱い支援が町だからなんていうような情報とか、そういったところはお耳にされているかどうか、すみま

せんがお願いします。

議 長 福祉課長。

福祉課長 町のほうで出産子育て応援プロジェクトのほうを立ち上げまして、7年度からいくつかの事業のほうを拡充しております、出産祝い金のほうの拡充もこの中の一つなんですけども、今のところですね利用、町民の方からこれがあったから出産をしたというふうなお声は伺ってはございません。

議 長 ほかにございますか。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

地元の議員でもありますし、全協でも説明されましたんである程度把握はしてるところですけども、9ページの財産貸付収入の三保幼稚園の貸付料、これ延長の話がありました。並びに19ページ、遊具等撤去工事で200万、この辺りの詳細説明をお願いします。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 三保幼稚園の利活用につきましては、三保幼稚園が令和4年の3月31日に閉園となった以降ですね、利活用されていなかったところですね、令和6年度に、隣接する食品製造業者であるハマセイ株式会社のほうから事務所等の建て替え工事に伴いまして、一時的に使用させていただきたいというふうな申入れがございました。

それに基づきまして昨年の令和6年の8月から1年間の契約をさせていただいていたところですね、工事が延長となったということで、本年の8月に再延長して、もう1年貸付けのほうを行っております。

その後、ハマセイさんのほうからですね、それ以降も、貸していただきたいというふうな意向がありましたので、そうなりますと少し長・中期的な貸付けになるというところから、こちらにつきましては地元の皆様にも話をさせていただかなくてはいけないというところでお話をさせていただいたところ、地元としてもそこについては意向の確認ができたというところがございます。

延長に当たってですね、ハマセイのほうからですね、できれば今後駐車場としても利用していきたいというふうな話がありました。ただ今回の補正は

それだけではなくて、ハマセイに貸付けにつきましては一定期間貸し付けることとしておりました、それ以降は町として継続するか、再活用するかというところを判断したいと考えております。

再利用するに当たってはですね、当然利活用しやすいようにするために園庭も残存物については撤去したほうがより活用したいというところからですね、今回補正のほうを挙げさせていただいております。

200万円という額なんです、遊具撤去だけでなく、子ども用のプールあと立木とか植栽、あらゆる残存物を撤去したいと考えておりました、また併せまして園庭に車が入るためにはですね、花壇ブロックとかもですね撤去しないといけないというところで、その辺もろもろ含めたものを今回補正予算として計上させていただいております。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 イメージ的にはその園庭がどんな形に仕上がっていくのか、本当にこの撤去ただけで終わってしまうのか。ある程度駐車場としてというお話がありましたけど。となると入り口のアプローチから含めて、結構整備しないといけないのかなと思うとなると、200万じゃちょっと足りないかななんて思うんですけど、その辺りの完成像を今どういうふうなお考えなのでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 完成像といいますか、先ほどイメージはですね、遊具とかプールあらゆる残っているもの全て取った上で、整地をして、さらにロープで区画までで整備のほうを行うというふうに考えておりました、見積りを取った中で、200万円ですというふうなことになりますので、そこまでの工事をしたいというふうに考えております。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 いずれにしても、中・長期的なという話もありましたし、その貸付業者も含めて、今後の展開は町も間に入って進めていくとは思いますが、あそこの施設に限らずですけども、三保地域内に残存するいろんな遊休地の活用についても含めて検討を今後していただきたい。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 17ページが一番下のほうに都市公園費で、説明はスケートパークのセクションを増やすと、全協では説明いただいたんですけども、本会議ですのでね。もう一回、詳細にちょっと説明をいただければと思います。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 ぐみの木近隣公園の新しいセクションですけども、こちらにつきましては8月の頭に利用者にアンケート調査をさせていただきました。そのアンケートの中で今の既存のセクションが、かなり初心者向けではないというような御意見もかなり多くて、できたら初心者向けのセクションが欲しいというような意見が多く寄せられたところがございます。

今回新しくセクションというところで設置工事を予定しているんですが、どういったものかといいますと、長さがですね2メートル40センチぐらいのもの、幅が1メートル40センチぐらいの段違いの平らな台ですね。高さが30センチ、片側が30センチのものと、もう反対側が55センチのもので、その角にスチールをはめ込んだセクションというところで、これでこの台に乗ったりですね、角の部分をスケートボーダーが滑るような、そういうような技ができるようなもので、かなりスケートボーダーに好まれているようなセクションでございます。

今回県の補助金がございますので、この2分の1を活用して、設置したいというものでございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 気軽にね、初心者が滑れる体験できるということの中での取組で、この取組は非常にいいのかなと。そして造られてまだ数年ですけども、利用状況、動向でも構いませんけども、ついて説明をいただければと思います。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 利用状況ですけども、先ほど申しましたアンケート調査の中ではですね、山北の町の方が約半数というところがございます。町外の方が半数というところで、現地週末はですね、町外の方がかなり利用されているという印象を受けてます。

話を聞くと、結構遠方から真鶴町さんとか、大磯町さんからも結構来てい

るというようなお話で、話を聞くとやはり小田原市さんにもないですし、県西地域ですと山北しかないというような話で、かなり造っていただいて、喜ばれているような状況で話は受けています。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 今言われた説明のように人の呼び込みにもいろいろ利活用がされているということだと思います。私近いもんでね、前そこに座られた課長からはぐみの木公園の門番だって言われたんですけども、日夜見てはいるんですけども、特に最近言われた土日は野球場もテニス場もそしてスケートパークも、そしてゲートボールの向原のがなくなった関係もあるんでしょうけども、ゲートボールあるいは犬のドックパークもすごく手入れもされていて、皆さん心地よく使われているなど。大勢の人がやっぱりいるということは非常に町が明るくなるなど。それも小さい子から老人までいろんな方がいらっしゃると。うちの孫も野球で毎週あそこ2日お世話になって活用させていただいています。

特に今年の夏、どなたかの質問にありましたけどね、草が非常に多いと。私なんては自分の仕事ですので、12時から2時半か3時ぐらい、日中暑いときには草刈りはやらないです。もう年齢的にも危ないし、涼しくなってからもう一回やると。そうした中、課長を中心に、職員の方が汗を流しながらしょっちゅう草刈りをやっていたらということにね、これは質問では、質問超えちゃってるかもしれませんが、非常に感謝をしております。できればあんまり職員の方がやらないで、ほんでこれ昨日も気を遣われたけども、経費の問題もあるからと言われてましたけども、本当にしょっちゅう見ると、大変だなと思うぐらい一生懸命やっていたらのおかげで整備ができて、そして若い小さな子から老人までが、あの公園が安全で楽しく使えてるということに、質問を超えていますけれども、感謝を申し上げて、この質問を終わりにします。

議 長 ほかにございますか。

熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 15ページですね、野生動物等保護管理事業、先ほどクマ対策ですって言われたんですけども、山北町はクマの被害とか、どのような対策を行って

るか伺います。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 クマの対策でございます。

昨日の一般質問にもございましたけれども、クマ対策につきましては令和3年の要は丸山下のところに出てきたクマの経験の中で、対策をしていかなきゃいけないということで、本格的に令和4年度から実施しています。

主な内容としますと、目撃情報をいただきますので、そういった場合には専門家を連れてまた職員で現地を確認して痕跡を見ていくと。またこれまでに、クマのある程度目撃されている場所を把握してございますので、そこを定点的に、大体この時期出るだろうという予測の中で、専門家の方をそこに入っただいて、食性ですとかそういったところを中心に見ていただくというような対応をしているところでございます。

議 長 熊澤友子議員。

9 番 熊 澤 今回の説明を聞きまして、私もクマ対策は大変だなと思ってるんですが、やはり一生懸命やったださってるので、ほっとしました。ありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 今回の関連質問なんですけれども、クマは今、全国的に皆さん関心がある、非常に大変な状況でありますけれども、専門家の方に調査を依頼した謝礼金だと思うんですけれども、調査した結果、専門家の方の御意見はどのような御意見だったのかちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 今現在ですね、今年に至りましては、先日の答弁御説明させていただいたように、通常半分ぐらいの目撃情報しかない、その裏返しとしますと、大分豊作、クマが食べるドングリとか豊作だと、あと柿ですね。こういったものが非常に山に多くあるということで、通常の目撃情報よりですね半分になってるというのはそういうことがあるのかなというふうに受けてます。またホームページのほうも、いつどこへ調査したのかとかっていったところも載せさせていただいております。

専門家の方はですね、少し場所とそれから樹木、オニグルミですとかヤマ

ザクラとかミズキとかいろんなクマの餌となる樹木もございますけども、そこに痕跡があったとかないとか、その痕跡も古いのが古くないのかとかこういったものを調査をいただいておりますので、そういった情報の中で、必要があれば町のほうも監視カメラ等を設置して、動向を見ていくというような流れでもし人家に近いようであれば、煙火とかそういった追い払いのあるいは爆竹とか、そういったこともやらさせていただくというような内容でやってるところでございます。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 例年の半分というようなお話ですけれども、ということは、今民間の方がやっておられるクマを山に返す事業がある程度成功しているのかなと今お話を伺いながらそんな感触を受けたんですけれども、その辺りはどのように専門家の方おっしゃっておられますでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 なかなか今ハンターの方がやられている活動が、そのままそこに結びついてるかどうかというところのお話というのは伺ってはないところが正直なところでございますけども、ただそういった取組とかで、山にやっぱり豊かな山であれば野生鳥獣もそちらのほうを生息域としていきますので、そういったところをやっぱりやっていくという必要はですね、生物多様性の観点からも、重要であるというふうには思っております。

議 長 12時を過ぎましたが、このまま会議を続けます。

ほかにございますか。

池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2番、池谷です。

お昼回りまして申し訳ございません。どうしてももう一つ伺いたかったことがありますので確認させてください。17ページになります。

観光費の工事請負費で、大野山あずまやの修繕ということでした。ここを詳しくお聞かせいただけますか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 大野山山頂のあずまやの工事ということで、屋根のほうが破損しておりますので通報のほうを受けております。風が強いところですので吹き飛ばしてしま

いますとハイカーの方に当たったりとかして危ないので、そちらのほうを直すものでございます。

議 長 池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 やはりですね多くの方が登山に来られますので、ハイカーの方の安全を確保していくということは重要だと思いますが、その反面トイレがまだ修繕されていないような状況かと思えますけれども、大野山山頂ですね、水が出ない状況だったりが続いていると思えます。先日も大野山でありましたイベントでは、女性トイレ、非常に多くの長蛇の列ができていた状況ですが、この辺の修繕も少し考えるようなことはないのでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 大野山の山頂のトイレですね。一応使えるかどうかの確認は一応職員が向かってしております、その時々で水の量とかですね、多少違いがあるにせよ、一応使える状態には確認をしているところです。ただ場合によってはちょっと出なかったりとかしてるときもありますので、その辺りはですね、しっかりと確認した中でやっていきたいと考えております。

あと手洗いの水に関しましては、ちょっと県の畜産課の関係もございましてその辺りは過去の契約といいますか覚書ですかね、県のほうでやっていただくように依頼はしているところでございます。

議 長 池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 依頼してくれているということで安心をいたしました。

最後に、昨年も大野山のあずまやですね、少しぼや騒ぎがあったかと思えますけれどもしっかりとこの辺も対策をして安全を確保していくというような形でよろしいのでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 大野山山頂での特にベンチ等の延焼ですね、私も直接駆けつけまして確認等はしております。やはり春先に多かったのかなと感じておまして、そういったことが起きないように形で対策等は検討もしていきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑ございますか。

石田照子議員。

5 番 石 田 お昼をまたいでしまっておりますけど、最後に一つ質問させていただきます。

19ページの町営住宅管理事業なんですけれども、住宅費の町営住宅管理事業で、滝住宅という御説明いただきましたけれども、執行できなかったその理由もう少し差し支えがなければ詳しく御説明いただきたいと思います。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 こちら町営住宅のもともとの施工の内容で、スケジュールの関係で地主の方、代表共有地なんですけど、この代表の方とちょっと話をさせてもらったのですが、ちょっと用地の関係でもうちょっと整備のほうをしてもらいたいというような御意見がありました。

ただそれを事業実施をやろうとしますと、今年の4月1日から完全施行された盛土規制法、こちらのほうに抵触する形になりまして、事業実施をしようとした場合、測量から設計から全てやり直しという形になるような状態になりましたので、改めて再調整が必要と考えて今回は全額落とさせていただいた次第でございます。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 そうしますと749万1,000円では費用的に足りないので、また予算を立て直す、新たに計上し直すという話なんですかね。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 設計の概要とかになりますともうちょっと詳細になってくると思いますが、もともとこちら4段ほどの小段になってる場所になってます。町営住宅だったところが、こちらを一枚の一面の真っ平らな土地にしてもらいたいというような御意見もございまして、そうなった場合にはですね、かなり盛土量が発生してしまいますよと。そうなりますと2メートル以上の盛土が発生しますんで、盛土規制法にも引っかかる。そういった場合には擁壁から全てを組み直しをしなきゃいけないというような完成になってしまいますんで、そうなるのとちょっと条件違うんじゃないかというのもございまして。ですので改めて再調整並びに必要な設計業務までやらないと、盛土をしての返地ってなかなかできない状態になってしまいましたので、これからもう一度調整のほう入らせていただきたいと思います。

議 長 ほかにございますか。
質疑ございませんか。
質疑が終わりましたので、議案第63号について討論を省略し、直ちに採決
に入りたいと思いますが御異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第63号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願
います。
(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。
日程第3、議案第64号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第64号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
号)。
令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に
定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万円を追加し、歳入歳
出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億6,621万4,000円とする。
2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。
令和7年12月8日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため地方自治法第
218条第1項の規定により提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。
保 険 健 康 課 長 それでは、議案第64号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)について、御説明申し上げます。
今回の補正予算の概要でございますが、第三者納付金及び国保税還付金に

伴う補正が主なものになります。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、6款諸収入について、133万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、1款総務費、6款諸支出金、7款予備費を歳入と同額の増額をするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、6款2項1目の一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故が原因による被害者の治療費が加害者の自動車保険より返還されたもので、133万円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、国保連合会負担金の確定に伴い、2万3,000円を増額するものでございます。

6款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、死亡・転出等により過年度分の国保税を還付するもので、33万8,000円を増額でございます。

3目の国庫支出金返納金は、昨年度事業の実績報告に伴い、29万8,000円を返納するものでございます。

7款予備費は歳入歳出の調整により、67万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第64号について質疑に入ります。それでは、質疑のある方はどうぞ。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 5ページの歳入の部分なんですけれども、第三者に伴う損害賠償代理取得分、交通事故という御説明がございましたけれども、これは133万円、いつ頃発生した事故なんでしょう。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今年の夏ぐらいだったと思います。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 そうしますと、町が立て替えて修理なり、慰謝料になるのかな、お医者さんにかかったかどうか分かりませんが、立て替えたんだと思うんですけども、その支払いはいつ生じたのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 事故の後、当初予算に計上されている保険給付費の一般被保険者療養給付費、予算額でいうと、8億2,000万ほどなんですけども、こちらに事故の後救急車で運ばれて病院行ったりとか、その後、治療かかったりとかということで、夏以降かかった治療費がこの予算からもう既に支払われてるということでございます。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 そうしますと133万円の内訳というのは、医療費と車の修理代か何かになるんですかね。それで一旦立て替えた分が加害者の保険から町に支払われたのはこの133万円だと思うんですけども、これは全額納付されたという理解でよろしいのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 国保ですので医療費のみ戻ってきたと。自動車の損害があったと思うんですけども、それは別のところで、国保とは関係ないところで保障されてるんじゃないかなと思います。

議 長 石田照子議員。それで全額戻ってきたかということなんですけども、133万1,661円全額100%戻ってきてございます。

議 長 質疑のある方ほかにございませんか。

議 長 質疑が終わりましたので、議案第64号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第64号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第65号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第65号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億5,682万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月8日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第65号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算の概要でございますが、健康診査委託料の増に伴う補正が主なものになります。

9ページ、10ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款繰入金、5款諸収入につきまして、合わせて392万4,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費、3款諸支出金につきまして、歳入と同額の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目の事務費繰入金につきましては、後期

高齢者の健康診査委託料の増に伴う町からの繰入金で278万円の増額でございます。

5款2項1目の雑入につきましては、同じく健康診査委託料増に伴う神奈川県後期高齢者広域連合からの補助金で73万4,000円の増額でございます。

3項1目の保険料還付金につきましては、過年度分保険料還付に伴う広域連合からの補填で41万円の増額でございます。

続いて歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、健康診査の件数増に伴う委託料351万4,000円を増額するものでございます。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、死亡・転出等により過年度分の保険料を還付するもので、歳入と同額の41万円の増額でございます。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第65号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 12ページの歳出のところの一般管理費なんですけれども、健康受診の件数が増えたということの増額なんですけれども、とてもいいことだなと思えますけれども。受診件数というのはどのくらいで、どのくらい今回増えたのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 当初、予算のときの見込みの件数が366件の見込みでした。これが申込者数の最大見込みということで630件を今回見込んでございます。ただ実際には申込まれても受診しないという方はある程度いらっしゃるはずですので、ある程度の不用額として残ってしまうのはそれは致し方ないのかなというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 まだ大幅に見込みといえども大幅に増えていますけれども、それ増えた理由というのは何か特別にPRしたとか、何かその増えた要因というのは何かあるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 当初に見込んだ366件というのは、広域連合からの補助金マックスで見込

んだ件数を上限として組み込んだものです。つまり一般会計からの事務費繰入金は入れない中で、組み込んだものです。年度途中で630件までいくと正直
思いませんでしたけども、もう毎年ある程度のところの当初予算の件数から
も増えてくるということはもう見込んだ上で、途中で補正対応させていただ
こうという、最初からの考えがあったということで、366件から630件になん
かいきなりすごい増えちゃったような感じがするんですけども、決して何か
要因があってすごい増えたということではなく、例年どおりの予算計上の手
法でいくとこういうふうになってしまうというものでございます。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 そうしますと補助金のマックスが366件というお話でしたけれども、それ
以上増えると町の持ち出しということになるんですか。

保 険 健 康 課 長 当初予算の編成時においては、当初予算のやりくりがありますので、その
ような形で町の事務費繰入金、町の負担分が発生しない組み方で、当初予算
はやりくりの中で計上させていただいているということでございます。

議 長 よろしいでしょうか。

質疑が終わりましたので、議案第65号について討論を省略し、直ちに採決
に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第65号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願
います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第66号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第66号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定め
るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億4,097万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月8日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第66号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

今回の補正は、会計年度任用職員認定調査員の人件費の補正です。

14ページ、15ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、8款繰入金につきましては、68万2,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費につきましては、歳入と同額の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございますが、8款1項1目の一般会計繰入金は、認定調査員に係る人件費68万2,000円を繰り入れるものでございます。

続いて、歳出でございますが、1款3項1目の認定調査費は、認定調査員5人分の報酬68万2,000円を増額するものでございます。

13ページは給与費明細書でございます。後ほどお目通しください。

説明は、以上でございます。

議 長
議 長

説明が終わりましたので、議案第66号について質疑に入ります。それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、議案第66号について討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第66号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第7、閉会中の継続調査申出書についてを、議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、全日程を終了いたしましたので、令和7年第4回山北町議会定例会を閉会いたします。

なお、午後1時20分より全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集まりください。

(午後0時25分)